

「第二次富士市多文化共生推進プラン（案）」のパブリックコメントに対する意見及び回答

番号	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	<p>施策3-2-2 No.48 ごみ分別アプリ「さんあ〜る」について 現在、FILSにて「学ぼう、話そう、日本語」という日本語学習講座の講師を担当させていただいております。</p> <p>使用している「楽しい日本語」という教科書の11課で、ごみの出し方について学ぶのですが、テキストに出てくる必要語彙や文型だけでなく、より実践的な学習をしてもらうため「さんあ〜る」を実際にダウンロードしてもらい、その場で使ってもらおうと企画しておりました。</p> <p>事前に市役所の担当課に出向き確認させていただいたところ、ダウンロードすれば自動的にデバイスの設定言語に変換され、「あいうえお検索」も順不同になるものの使えるとのことでした。</p> <p>ですが当日、いざ学習者のスマホでダウンロードしてみると、確かに言語の自動変換はされていたのですが、肝心の「あいうえお検索」の機能がありませんでした。前後してFILSの方も確認してくださったようで、やはりその機能はつかえないとのことでした。</p> <p>教科書で学ぶ語彙や文型はもちろん必要不可欠なものですが、日々生活していく中で「このごみは何ごみなんだろう?」「いつ、どうやって出せばいいんだろう?」と困るような場面は、私たち日本人にさえあるかと思えます。そのような場面で、外国人も、自分で容易に確認することができて不自由なく生活していくことができる・・・そのためのツールとして導入したかったのですが、「あいうえお検索」が使用できないとなると、外国人は周りの日本人に聞くか、なんとか自分で調べ上げるしかありません。</p> <p>また、「ごみの分け方便利帳」も、外国語版になるとその検索ページが抜けています。</p> <p>外国人市民がより便利に快適に暮らしていくために、「あいうえお検索」機能も含めて、より整備していただけたら、もっと暮らしやすい環境になるのではないかと思います。</p>	<p>現在、「さんあ〜る」には8カ国語に対応する機能を付加しておりますが、各言語での「分別一覧表（あいうえお検索）」に相当する機能はございません。正確な説明がなされなかったことに対して、お詫び申し上げます。</p> <p>市ウェブサイトや廃棄物対策課で配布している外国語版ごみの分け方便利帳にも「分別一覧表（あいうえお検索）」に相当するページはありませんので、ご指摘のとおり、外国人市民にとりましては、周りの日本人に聞くか、なんとか自分で調べあげるしかない、不便な状況があるものと考えます。</p> <p>外国人市民も不自由なく生活ができるよう、今後、外国語版ごみの分け方便利帳と「さんあ〜る」にも「分別一覧表（あいうえお検索）」に相当するページの作成を検討いたします。</p> <p>このため、本プランの取組「No.48 多言語によるごみの出し方等の情報提供の充実」の記述内容について、修正いたします。</p>	反映する
2	<p>施策2-1-1 No.13 現在 FILS にて日本語講座の講師を担当させていただいているのですが、当該講座は前</p>	市といたしましても、学習会場が市の南西部にある FILS に限定されていることで、利用できずにいる学習希望者が存在	既に盛り込み済み

番号	意見の内容	市の考え方	反映結果
	<p>期までオンラインで別講師が担当しておりました。</p> <p>今期は前期の続きとなる内容なのですが、継続して受講する学習者は現時点ではないようです。その理由の一つとして、対面が変わったことにより、FILS まで出向くこと自体が困難な学習者は諦めざるを得ない・・・ということが考えられます。</p> <p>とくに留学生や技能実習生など、交通手段が自転車しかない外国人市民は少なくないと思います。生活環境が遠いと、雨の日なども自転車で FILS まで通う、いうこと自体ハードルが高いのではないのでしょうか。</p> <p>このことについて、所属している団体「富士にほんごの会」でも先日少し話し合ったのですが、講師・学習希望者ともに登録は FILS を拠点として、富士市全域のまちづくりセンターや市の施設等をより使いやすくオープンにさせていただくことで、講師と学習者のマッチングをすることにより、外国人市民がより通いやすい場所や時間帯で日本語を学ぶことができるのではないのでしょうか。</p> <p>コロナ禍でオンラインへの需要が増えているのも確かでしょうから、そちらへの対応も柔軟に行っていかなければならないかと存じますが、学習希望者がすべてオンライン環境が整っているわけではないのも事実かと思えます。また、やはり対面には対面のメリットが、講師・学習者双方にあるかと思えます。</p> <p>多岐にわたる日本語学習の機会をより自由に選択できるようになれば、外国人市民にとってより住みやすい環境なるかと思えます。ご検討いただければと思います。</p>	<p>する状況について把握しており、学習会場を市内全域に展開していくことが、今後の課題であると認識しております。</p> <p>また、本プランでは、「施策 2-2-1:外国人市民の日本語学習環境の強化」を重点施策として位置づけていることから、新たな取組として「No. 13 日本語学習会場の地域への分散」を計画に盛り込み、地区まちづくりセンター等の地域の施設を利用しての学習会場の分散化を図ることで、より多くの学習希望者に学習機会を提供できるよう、取り組んでまいります。</p>	
3	<p>施策 1-1-2</p> <p>▶地元のとのつながりの大切さ</p> <p>私自身、「地場教育」の大切さを感じていたところで、「地域と学校（教育）のつながりをもっと強化したらいいのに…」などと思っていたので、富士市に住む外国人の拠点として各地区のまちづくりセンターを活用することに大賛成です。ただ、課題も多いように思います。</p> <p>地域によって状況は異なるかもしれませんが、市内には「よそ者」に対して閉鎖的な雰囲気があることは否めません。これは富士市に限らず日本人の気質なのかもしれませんが、地元意識がとても強く、地域では昔からその土地に住んでいる人たちが結束して</p>	<p>本プランでは、「施策：1-1-2:地域における相互理解の促進」及び「施策 1-2-1:町内会活動や地域活動への参加促進」の各種取組により、地域での外国人市民と日本人市民のつながりを創出していきたいと考えております。</p> <p>また、本プランでは、前プランの、「地域づくり」、「環境づくり」に、新たに「人づくり」を加えた3つの基本目標を設定しております。</p> <p>「人づくり」を目標とする「基本目標 2:共生の未来を担う人づくり」の中で、「施策：2-2-2:多文化共生の担い手（キーパーソン）の育成」を重点施策としており、多文化共生の担い手となる「キーパーソン</p>	既に盛り込み済み

番号	意見の内容	市の考え方	反映結果
	<p>おり、外国人に対してだけでなく、他の地域から転入してきた人たちに対しても「私たちは地元だから…」と一線を画すことがあるかと思えます。地元意識を持つことはアイデンティティー形成の上でも大切なことかと思えますが、差別につながらないようにしていくにはどのようにしたらいいのか…「共生」を考えていくうえで大切なことかと思えます。</p> <p>もちろん、昔から住んでいる方々はその土地の人とのつながりも強く、困った時にどこへ行けばよいか、誰に相談すべきかなど、とてもありがたい助言者です。外国人・日本人に関わらず、そういう地元の方々とコミュニケーションをとれるようなシステムがあったらいいなと思っています。そういう意味でも、まちづくりセンターや町内会、子ども会をうまく活用できないかしら…と思えます。</p>	<p>ン」を、外国人市民、日本人市民の双方から、発掘、育成することで、地域での「多文化共生」の推進につなげていきたいと考えております。</p>	
4	<p>施策2-1-2 ▶地域活動に外国人を巻き込むために…</p> <p>私は、子ども会活動に携わっており、まちづくり協議会にも出席する機会をいただいていたのですが、小中学校に外国にルーツを持つ児童・生徒はいても、子ども会に所属しているのはごくわずかではないでしょうか。</p> <p>学校の行事や受験のシステムなど、親同士のつながりの中で情報が伝わると、外国人の保護者や児童にもよいだろうな…とは思いますが、言語の障壁から難しいのはよくわかります。それでも、一昔前に比べ、英語を話す保護者も多いのではないのでしょうか。もしかしたら、外国文化に興味を持っている保護者もいるのでは…。保護者がお仕事で忙しくても、もしかしたら、今はおじいちゃん・おばあちゃんたちにも元気でいろいろな活動をしている方々が多いので、手助けして下さる方もいるのでは…。地域の「外国に理解のある人」や「外国語ができる人」の活用はとても良いと思います。</p> <p>また、FILS の出張所のような機能をまちづくりセンターに求めるのは難しいかもしれませんが、まちづくり協議会の中に、地域の人と外国人を結ぶ活動団体のようなものがあればいいのになぁと思いました。</p>	<p>当市が実施した「外国人市民意識調査」では、日常会話ができる言語を複数回答で質問したところ、英語と答えた人が、31.7 %だったのに対し、日本語と答えた人は、79.4%という調査結果が出ています。</p> <p>こうした結果も受け、外国人市民が、様々な生活情報を入手するため、コミュニケーション手段としての日本語の学習機会の提供を進めるとともに、「施策2-1-2：日本人市民への「やさしい日本語」の普及及び外国語学習機会の提供」の中で、日本人市民側からの外国人市民へのアプローチのきっかけづくりを進めていきたいと考えております。</p> <p>また、「基本目標2：共生の未来を担う人づくり」の「施策：2-2-2：多文化共生の担い手（キーパーソン）の育成」の中の取組「No.31 地域の担い手の発掘と育成」により、作成した外国人人材リストを提供することで、地域で活躍できる外国人人材の存在をまちづくり協議会等の団体や地域の方々に紹介し、地域での活躍を促進していきたいと考えております。</p>	既に盛り込み済み
5	<p>▶子どもたちのタブレットを地域活動でも活用できないのでしょうか。</p> <p>富士市内の小中学生は、学校から支給され、一人一台のタブレットを持っています。</p>	<p>当市では現在、学習用タブレット端末を全児童生徒分整備しており、そのうち小学校3年生以上の児童生徒は、自宅へ持ち帰り使用することが可能となっております。</p>	今後の参考にするもの

番号	意見の内容	市の考え方	反映結果
	<p>これを学校の活動だけでなく、地域の活動にも活用できたら…と思うことがよくあります。</p> <p>たとえば、小中学生の子を持つ外国人の保護者も子どものタブレットを通じて学校行事や地域の情報を得られるようになれば、様々な情報の周知が図れるのではないのでしょうか。学校のことを学校のホームページから見ても、ほぼ日本語だけの情報提供になっており、「まちコミ」のアプリを通じた情報は、学校の緊急のお知らせが主な内容になっています。</p> <p>もし、「地域」と子どもたちのタブレットが繋がれば、外国人の子どもたちだけでなく、日本人の子どもたちも地域についての情報もつながりますし、地域に住んでいる日本語の分かる外国人や外国語の分かる日本人の協力で、もっと細かな情報提供が進むのではないのでしょうか。</p> <p>現在、日本人の子どもたちも「子ども会に入らない」という子が増えており、子ども会自体の存続が危ぶまれています。タブレットを使って、地域の子どもたちがオンラインミーティングを開いたり、外国人の子どもにその国について教えてもらったり、日本や地域のことを知らせてあげるようなことができれば、未来を担う子どもたちは、さまざまな文化が身近にあるのが当たり前と感じていくのではないのでしょうか。まちづくりセンター主催などで行われている子どもたち対象の活動のひとつに、オンラインでの活動もあるといいなと思います。夜の講座などで、子どもたちと外国の子どもたちの母国をつなげ、交流を図る…などが可能になれば、外国人の子どもとその子の国の文化に対する理解、もしくは異文化に対する姿勢にも良い影響があるのではないのでしょうか。</p> <p>学校教育も、今は詰め込みだけでなく、生きる力・生き抜く力の育成に力を入れています。今の時代、ますます個々化が進み、大人でもスマホやタブレットで遠隔地の人とのコミュニケーションはできるのに、地域のことを知らない人も多いかと思います。デジタル化が進むにつれて希薄になりがちな人とのつながりを、タブレット端末を用いることで多種多様な文化理解を、地域という身近な世界に落とし込むことも可能ではないかと思えます。</p>	<p>ります。</p> <p>タブレット端末は、インターネット検索も可能であるため、外国人児童生徒やその家族が必要に応じ、検索して市や学校のホームページを閲覧し、自分の必要な情報を得ることは可能です。また、その開いたページを、検索エンジンの翻訳機能サービス等で翻訳することもできます。</p> <p>そのため、外国人児童生徒やその保護者の皆様には、ぜひ情報を得るための有効なツールとして活用いただきたいと考えています。ただし、ライセンスの関係上、貸与されたタブレット端末は、保護者だけで利用することはできません。必ず、小中学生のお子様と一緒に使用していただく必要があります。</p> <p>また、地域人材から協力を得ての情報提供については、活用可能な地域人材の把握をし、外国人児童生徒が必要としている支援・情報とのマッチングを進める必要がありますが、各小中学校の協力を仰ぎながら、今後地域人材の活用をより一層進めてまいります。</p> <p>タブレット端末を使ったオンラインミーティングにつきましては、学校から貸与しているタブレット端末は、児童生徒の学習のために整備しているもので、基本的には学習以外の交流はできないように設定しております。</p> <p>これは昨年度東京都町田市で、学校で貸与されたタブレット端末上のやり取りを苦にした当時小学校6年生のお子さんが、自ら命を絶つという悲しい事件があったこともあり、教員の目の届かないところで児童生徒が自由にやり取りをする中で、いじめ等が起こることがないようにするための処置となります。基本的に学校外の相手とのやり取りも、学校で貸与したタブレット端末上ではできません。teams や Zoom で外部と交流することは、悪意ある第三者とのやり取りも可能になることにつながるためです。</p> <p>現段階では、学校で貸与したタブレット端末で学校外の人との交流をすることは難しいと考えておりますが、ご指摘のとおり、児童生徒がさまざまな国について学んだり、異文化理解を深めたりする</p>	

番号	意見の内容	市の考え方	反映結果
	<p>子どものころから様々な価値観を認め合いながら、みんなで一緒に地域のことを考えられるような環境にあれば、多文化共生社会の実現に一步近づくのではないのでしょうか。</p>	<p>ことは大切なことであると認識しておりますので、学校教育の中でどう育てていくかを、今後検討してまいります。</p>	
6	<p><多文化共生という言葉、共生及び社会統合の取組みの“表題”にすべきでない理由1/4></p> <p>「多宗教化の促進」が公的に支持されると勘違いされ得る。</p> <p>日本では、国内で多国籍化等の多様化（グローバルな多様化）が進む社会的変化を背景に、多文化共生という言葉が共生や社会統合の公的な用語として、非常に安易に使用されています。しかし、「言語」と共に最も重要な文化的要素とも言える「宗教」の観点から考えれば、「多文化共生」という言葉は「日本国内の多宗教化」を意味します。さらに、この多文化共生という言葉を使って行政など公的機関が共生を促進することは、宗教を持つ人々の視点から考えると、多宗教化の促進を公的に支持していると捉えられます。</p> <p>アメリカの様に移民によって建国した国ではない歴史認識をも持つという点で日本に似ている欧州各国で移民の宗教によって分断意識が生まれていること、また日本の宗教的・文化的背景と大きく異なるイスラム教が今世紀世界最大の宗教になると予想されること、世界最大のイスラム教徒国であるインドネシアなどからも既に少なくない移民を受け入れていること、他にも様々な宗教的背景を持つ人々が増える可能性があること、日本国内では信教の自由、移動の自由があること、この様な状況から考えて、日本国内の多宗教化にどう対応するのかを早い段階で示しておくことは国家としても各都道府県においても必須事項と言えます。多“文化”共生という言葉は文字通り「共生の主語」を文化にしているため、この言葉を公的機関が使うならばより一層「多宗教化に対する対応の方向性」に対して説明責任があると考えます。</p> <p><多文化共生という言葉、共生及び社会統合の取組みの“表題”にすべきでない理由2/4></p> <p>「共生の主語」が「文化という大きな枠組み」であるため個人個人に目が向きづらく、</p>	<p>国では、「多文化共生」を「国籍等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義し、「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、地方自治体に対し、同プランを参照して、地域の実情を踏まえた「多文化共生の推進に係る指針・計画」を策定し、多文化共生施策を推進することを促進しています。</p> <p>これを受け、本市では、「心通い合う多文化共生のまち ふじ」を基本理念とするプランを策定し、文化や生活習慣等の違いを越えて、互いを理解し、尊重し、外国人市民も日本人市民もともに地域の生活者として、心を通わせ仲良く暮らせる地域を目指して取り組みを進めております。</p> <p>「第二次富士市多文化共生推進プラン」の策定に当たり、市民を対象として実施した意識調査の中で、「多文化共生」の認知度についての設問を設け、調査いたしました。</p> <p>この結果では、「知らない」、または、「意味まではわからない」と回答した人が、約7割を占めており、「多文化共生」についての認知度は、決して高いとはえない状況となっています。</p> <p>このため、今後も、引き続き市民に対し、多文化共生の目的や意義等について、ご指摘のような誤解等が生じないよう気をつけながら、周知してまいります。</p>	<p>今後の参考にするもの</p>

番号	意見の内容	市の考え方	反映結果
	<p>さらに文化の固定化を促してしまう可能性がある。</p> <p>多文化共生という言葉は「共生の主語」が文化となっているため、個人に目が向きにくい言葉と言えます。多文化共生という言葉は、共生の主語を文化にしているため、「文化という大きな枠組み」で共生主体を分けて認識することを促してしまい、「〇〇人」や「〇〇教徒」という具合に、民族意識・人種意識・文化意識（言語や宗教など）に基づく言葉や区分けが先にきて、結果として一人一人違う顔を持つ個人としてのその人に意識が向きにくい表題と言えるのではないのでしょうか。個人に目を向けることを考えるならば、大きな枠組みを使わない「多様性社会」という言葉の方が適していると考えます。民族や人種、宗教等の大きな主語を使わないことで、実際に共生する人を一人一人違う意見を持つ個人として捉える余裕があり、それでいてバックグラウンドの多様性を感じさせる言葉と考えるからです。</p> <p>また、多“文化”共生という言葉は、「多くの文化」が共生する社会を目指すという言葉であるため、本来境界線の曖昧な文化を数えられる固定的な対象として捉えることを肯定し、その認識を助長してしまう可能性があります。この言葉で共生を促すことは、無意識的に文化の固定化を促し、ステレオタイプを助長し、「各文化」としてのラベリングの使用や差別に繋がることも予想されます。結果として調和的な共生に必要な文化変容の意識を阻害する可能性があり、文化のタコソボ化や地域のゲッター化を招く危険性を孕む言葉だと考えます。</p> <p><多文化共生という言葉、共生及び社会統合の取組みの“表題”にすべきでない理由3/4></p> <p>多文化共生という言葉は、一方で多様性を促しておきながら、少なくない分野で、逆に多文化共生にとって都合がよくない文化を排除する効果があり、言っている事とやっている事のギャップが大き過ぎる場合がある。</p> <p>何度も言いますが、多文化共生という言葉は共生の主語を文化にしています。文化は固定したものではありませんが、特に価値観に関わる文化は、使用するモノを変えるのと同じ様にはすぐには変えられない、変わりづら</p>		

番号	意見の内容	市の考え方	反映結果
	<p>い傾向があります。例えば、先に挙げた宗教にも関係しますが、舞台演劇などアートの分野、表現の分野、LGBTQや女性の人権の問題、衣&#8226;食&#8226;住に関する分野など、様々な分野で価値観や慣習に基づいた異なる文化的スタイルがぶつかる可能性があります。多文化共生という言葉は、多様な文化を尊重すると表面的に言うだけで、その先に文化衝突があり得ることを表題としては隠しています。多文化共生という言葉のある分野で使うことで、逆に何らかの文化を排除することに繋がり得ることを隠しています。移民を正面から受け入れ、多文化の共生を正面から論じるならば、共生の表題にはネガティブな事柄も起こり得ることを感じさせる言葉でないと簡単ではない共生の実情を正面から表現しているとは言えず、公的な共生の取り組みとしては不相当だと考えます。</p> <p>例えば、あるセミナーではアートや舞台芸術の分野から多文化共生という言葉を使って多様性や共生の促進を掲げていました。しかし、グローバルで包括的で文化的に対等な視点に立てば、多文化共生と舞台芸術は相性が良いとは言えません。文化や宗教によっては踊りや音楽を良くないものとしている地域社会もあるからです。例えば、イスラム社会では、音楽や絵、踊りなどをあまり良いことと考えない地域文化もあります。舞台芸術で多文化共生を実現するとすると、その様な文化を暗に排除したり、また逆に自文化を押し付けたり、或いは「文化」という言葉が意味する範囲を恣意的に操作していることとなります。宗教などによる文化間衝突を起こさない共生のあり方を考えるならば、このような文化によって異なる考え方がもたれている分野では多文化共生という言葉が安易に使えないことがわかります。多文化共生と言いながら、逆に文化的排除の言葉として認識され得ることも考え、出来るだけ文化的立場によって受け取り方のギャップが小さい言葉を共生の表題として使用する必要があるのではないのでしょうか。</p> <p><多文化共生という言葉、共生及び社会統合の取り組みの“表題”にすべきでない理由4/4></p> <p>英訳が定まらず、使い手によって都合良く英訳されて使用されている。また多文化主義</p>		

番号	意見の内容	市の考え方	反映結果
	<p>に批判的な人が参加しにくい表題と言える。</p> <p>現代に必要とされる共生及び社会統合は、グローバルレベルでの多様化が国内で進む状況に対する取組みと言えます。その様に国際的背景を持つ多くの人達に理解してもらうために、少なくとも英訳する必要があります。現在日本では使用される英訳はバラバラで、使い手が勝手に都合がいい様に英訳して使用しています。公的機関が使用するならば、英訳を固定したほうがいいのではないのでしょうか。以下その例。</p> <p>Multicultural society、multicultural coexistence、multicultural living-together、multicultural conviviality、multicultural symbiosis、multicultural symbiotic societies、或いは単純にmulticulturalismといった英訳事例があります。最近ではインターカルチュラリズム型の多文化共生という解釈から、intercultural cohesion、intercultural societyという言葉もあります。なお、インターカルチュラリズムは間文化主義とも訳されており、多文化主義の失敗を考慮した言葉として認識されていますが、日本語の多文化共生という言葉ではその点が表題としては反映されておらず、以前、多文化主義的言葉として認識される可能性があります。</p> <p>多文化主義には批判的な人々もおり、その様な人達の参加を排除する働きを多文化共生という言葉はしており、その点も公的機関の共生の取組みの名称としては不適當だと考えます。</p> <p><参考国の明記・併記 5/5></p> <p>公的機関が共生及び社会統合策を策定する際には、説明責任として、参考にした国や地域（多文化共生が成功した国、成功していない国）を、明記・併記する責任がある。</p> <p>国内用の共生及び社会統合策を策定する場合、参考にした外国の例として、多文化共生が成功したと考える国と多文化共生が上手くいっていないと考える国をそれぞれ少なくとも 20 カ国ずつ(※)は明記・併記していただきたいです。別に同じ数にしないでいいので、必ずどちらも出来る限り多く国名や地名で挙げていただきたいです。参考にした国及び地域を見れば、どの様な基準で成功と見るかや、参考にした国や地域の傾向、そし</p>		

番号	意見の内容	市の考え方	反映結果
	<p>て政策決定者の考え方が分かるからです。</p> <p>共生の推進や多様化の推進は立場や考え方によって大きく見解が異なる賛否両論のトピックと言えます。この様な議題において、公的機関がどの様な国及び地域を事例として参考にし、どの様な判断基準を持って共生及び社会統合策を決定したかを県民或いは国民が知るために、参考にした「多文化共生が成功した国」及び「成功していない国」を明記・併記する公的責任があると考えます。</p> <p>(※20カ国の理由：近年に民族主義的政党が支持を得た欧州の国々や宗教等による文化衝突が近年確認できる他のアジア等の国々を足すと優に20か国は楽に超えることから設定。)</p>		
7	<p>施策3-2-2</p> <p>外国人市民は、日本の生活習慣を理解する機会が圧倒的に不足しています。そこで、来日してから地域で住み始めるまでに、また、地域で住み始めた後にも日本の生活習慣を伝える機会を設けるため、「P29【施策3-2-2】くらしのルール理解促進」の中に日本の生活習慣を伝えるより具体的な施策内容として、以下の追記を提案します。</p> <p>隣近所の日本人市民と外国人市民が、生活トラブルなく「お互い静かに暮らせる関係」を「共存」と定義します。</p> <p>ゴミの分別を例に考えてみますと、入国審査や税関で説明は受けません。次に行政と接触する「市区町村の転入手続き」でも、ゴミの分別方法が掲載されたパンフレットを渡すだけの場合が多いのも実態です。次に、自宅を借りる際、不動産会社はゴミの分別に関して十分な説明をしていません。</p> <p>つまり、ゴミの分別に関する説明をほとんど受けずに地域で住み始めた結果、外国人市民は悪気なく分別が出来ないわけです。一方で、日本人市民からすれば、悪気が無かろうと迷惑に感じます。</p> <p>これでは、お互いに不幸な状況となるのですが、来日時点で決まっていると言えます。</p> <p>また、地域の日本人市民と外国人市民が、交流していくためには、「共存」を築くことが大前提です。何故なら、「迷惑な隣人」とは、日本人同士であっても交流したくないのが当たり前だからです。「共存」とは、地域</p>	<p>当市では、転入時に、取組「No.54 多言語生活ガイドブックの充実と配布」により、当市での生活ルールを紹介した外国語版のガイドブックや町内会の案内、生活オリエンテーション動画にアクセスするためのURLの案内、防災のリーフレット等一式を「はっぴーらいふぱっく」とし外国人の方に配布しております。</p> <p>また、取組「No.42 母語による生活相談・通訳・翻訳」等により、必要に応じ、配布した資料の説明等も実施できる体制を整えております。</p> <p>ゴミの分別につきましては、取組「No.48 多言語によるごみの出し方等の情報提供の充実」により、外国語のごみの分け方便利帳を配布しているほか、スマートフォン用ごみ分別アプリを多言語対応にして、ごみに関するルールの周知に努めております。</p> <p>このほか、生活ルールの周知として取組「No.52 交通安全教育等の推進」により、交通ルールのマナーに関する知識の普及に取り組んでまいります。</p> <p>ご提案のような説明窓口の設置は、現時点では考えておりませんが、プランに盛り込んだ様々な取組を通し、生活ルールの周知に努めてまいりますとともに、こうした取り組みが活かせるよう、転入時のPRにも力を入れてまいります。</p> <p>また、外国人雇用企業に対する働きかけについては、今後取組を強めていかなければ</p>	今後の参考にするもの

番号	意見の内容	市の考え方	反映結果
	<p>における多文化共生を推進していくための最低限必要になる土台と言えます。</p> <p>「共存」に至って、初めて「共生」に歩みを進められるのです。</p> <p>そこで、外国人市民に対して、日本の生活習慣を理解する機会をいかに確保していくのが、「共存」を築くためのポイントになります。</p> <p>例えば、静岡県磐田市では、「外国人情報窓口」を設置し、転入手続きの際に通訳者を交えて、日本の生活習慣を伝える時間を設けているそうです。</p> <p>また、不動産業者が物件を貸し出す際、日本の生活習慣について時間をかけて説明する必要があります。さらに、企業は、外国人市民の労働力の恩恵を受ける一方で、地域では、生活トラブルが増えやすくなります。そこで、外国人従業員が、日本の生活習慣を理解できるように、社員教育をする責任が雇用企業にあると言えます。今回のプランでは、企業の依頼に基づいてオリエンテーションを実施する、という内容に見られますが、企業がオリエンテーションを実施するように働きかける必要があるものと存じます。</p> <p>外国人市民は、一度説明されただけでは、直ぐに母国と異なる生活習慣を理解できるとは限りません。やはり、何度も理解する機会を設けることで、初めて、日本の生活習慣を頭で理解しつつ実生活において、その行動を変えられるようになるはずです。</p> <p>さらに、2020年に改定された総務省「地域における多文化共生推進プラン（改訂）」では、「住宅入居後のオリエンテーションの実施」という項目において、「地域のルール等を外国人市民に周知するオリエンテーションの仕組みを、自治会、NPO等と連携して構築する」とあります。</p> <p>地域で住み始めるまでに伝えるだけでなく、地域で住み始めた後にも、企業などが定期的にオリエンテーションするなどして、外国人市民が日本の生活習慣を再確認していく機会を設けていく必要があります。</p> <p>従いまして、1. 転入時、日本の生活習慣を外国人市民に提供するため、「外国人情報窓口」のような生活習慣を伝える窓口を設置すること、2. その窓口で、通訳者を付けて日本の生活習慣を伝える時間を設けること、3. 不動産業者が、日本の生活習慣について</p>	<p>ればならない課題であると捉えていることから、取組「No. 47 町内会（区）や企業との情報連携」に加え、新たな取組である取組「No. 75 外国人雇用企業向け研修の実施」の中で、企業に対し、働きかけを検討できればと考えます。</p> <p>当市のプランでは、こうした個々の取組の中で、様々な所属と協力しながら、生活ルールの周知に取り組んでまいります。</p> <p>なお、不動産業者への働きかけは、今後の課題とさせていただきます。</p>	

番号	意見の内容	市の考え方	反映結果
	<p>説明する時間を十分に設けるよう依頼すること、4. 外国人従業員が、日本の生活習慣をしっかりと理解できるオリエンテーションを開催するように、外国人雇用企業へ依頼すること、5. 外国人雇用企業が、来日後1か月、半年などのスパンで、定期的に日本の生活習慣に関するオリエンテーションを、外国人従業員に対して実施するように依頼すること、という5点について、「P29【施策3-2-2】くらしのルール理解促進」の具体的な施策内容として追加することを提案します。</p>		
8	<p>施策1-2 日本人市民と外国人市民の関係をつなぎながら、地域社会への参画を支援しつつ、双方が生活しやすいまちづくりに貢献するコーディネーターを、地域の実情が把握しやすい地区まちづくりセンターの職員として配置することを提案します。</p> <p>本提案の背景は以下の通りです。</p> <p>外国人市民が地域に増えると、日本と母国の生活習慣の違いによる騒音やゴミの分別などの問題が起きて、日本人市民にとって「迷惑な隣人」になることがあります。</p> <p>しかし、日本人市民にはトラブルでも、外国人市民がトラブルと認識しないケースがある一方で、生活習慣の違いはすぐ直らない上に言葉も伝わらない場合、これらの問題解決には時間を要します。</p> <p>また、交流の場づくりは、多文化共生に興味のある同じ顔ぶれの市民や、地域外の市民ばかりが参加するだけで、同じ地域の市民交流になりにくい現実があります。結局、同じ地域の市民同士は、「見知らぬ隣人」のままになりがちです。</p> <p>さらに、外国人市民の中には、生活を営むことで精一杯な方もいて、時間的・言語的等の制約から、地域活動への自発的な参加が難しい現実もあります。</p> <p>そのため、多文化共生意識の浸透事業、交流事業や地域参画の促進事業は、結局、多文化共生に関心を持つ一部の層にしか効果がなく、ともに築く共生の地域づくりに至らないことが、日本の各地で見受けられます。</p> <p>つまり、外国人市民が、地域に住み始めたことで生じる、日本人市民にとっての生活環境の悪化を緩和し、両者が人間関係を築く機</p>	<p>当市では、南米日系人を中心に外国人市民が急増したことを受け、平成14年度から外国人支援・多文化共生推進の拠点として富士市国際交流ラウンジ(FILS)を設け、日本語ボランティアの養成など人材の育成に取り組みながら多文化共生を推進してまいりました。</p> <p>また、当初のプランを策定した平成22年頃には、外国人人口の増加が特に顕著な地域が存在したため、その地域を対象にモデル事業として地元のボランティアの方々の協力を得て、学習サポート事業を展開し、他地域に展開した経過があります。</p> <p>一方、近年、技能実習生などの増加に伴い、市内全域で外国人市民の増加が見られることから、各地域での多文化共生の浸透が重要な課題と捉えております。</p> <p>こうした中、当市では町内会・区をはじめとする地区団体から構成されるまちづくり協議会が、地域住民の声を反映した地域の絆をつなぐイベント等や課題解決を図る活動について主体的に推進しております。現在、まちづくりセンター職員は、この地区住民による主体的なまちづくり活動を支援する役割を担っており、要望に応じ外国人市民をはじめ様々な人や団体の間に入って支援をしております。</p> <p>ご提案のまちづくりセンター職員をコーディネーターと位置付けることは改めていたしません。本プランにおいては、「やさしい日本語」講座をまちづくりセンターを会場に実施するなどし、「やさしい日本語」の浸透をはかり、地域の外国人</p>	今後の参考にするもの

番号	意見の内容	市の考え方	反映結果
	<p>会をしっかりと設けて、外国人市民の受け入れを軟着陸させることが必要です。</p> <p>この観点から抜けた場合、元からの日本人市民の不満が溜まり、双方が住みにくくなることで、外国人市民が定住しにくくなってしまいます。</p> <p>そもそも、外国人市民と一括りに表現できても、その実態は、経済状況、教育段階、在留資格等で多様な背景を持つため、一律の施策がなかなか機能しません。</p> <p>そこで、市民同士の間を意識的につなぎ、地域の現状に根差した対応策を実行する第三者が、外国人市民のいる地域には必要です。これらの業務は、日頃から地域市民との関係を築ける場所で働いている、地区まちづくりセンターの職員に適任であるため、その活用を提案します。</p> <p>地区まちづくりセンターの職員が、双方の市民と信頼関係を築いてイベントなどに誘いつつ、日本人市民と外国人市民が交流しやすいイベントプログラムを考案すれば、両者の交流が促進されて、「見知らぬ隣人」から「顔見知り」になっていきます。「顔見知り」になれば、「お互いに協力する関係」である「共生」を築くことが可能になります。</p> <p>例えば、人口約4,600人の内、その半分以上を超える約2,600人が外国人になった埼玉県川口市の芝園団地では、学生ボランティア団体「芝園かけはしプロジェクト」が、双方の市民と信頼関係を築いて、上述のような役割を一部担っています。</p> <p>また、三重県四日市市では、外国人市民の集住する笹川地区を「多文化共生モデル地区」に位置付けて笹川団地の敷地内に多文化共生サロンを設置し、多文化共生モデル地区担当コーディネーターを2名配置。地域の現状や課題の迅速な把握に努めつつ、日本人市民と外国人市民の日常的な交流の取り組みを進めています。</p> <p>一方で、川口市の事例は、ボランティア活動のため、個人の事情に左右されて、安定した活動に限界があることも分かっています。また、様々な地域にコーディネーターを新規配置するのは、予算的に難しいものと考えます。</p> <p>そこで、地区まちづくりセンターの職員がコーディネーターになれば、個人の事情に左右されない業務としての安定的な活動が可</p>	<p>市民と日本人市民間の双方のコミュニケーションの円滑化を図ることを通じ、地域での外国人市民の社会参画や交流を図っていきたいと考えております。</p> <p>また、取組「No.4 地域における交流事業の促進」、取組「No.7 町内会（区）への加入・行事への参加の促進」等の取組の中で、まちづくりセンターや、担当課とも協力しながら、地域での外国人市民と日本人市民の交流や関わり方について検討してまいります。</p>	

番号	意見の内容	市の考え方	反映結果
	<p>能になります。また、既存施設と職員の方々を活用することで、新規予算の投入が最小限に抑えられます。</p> <p>ただ、地区まちづくりセンターの職員が、これらの業務に精通するため、コーディネーター育成研修を実施することが必要です。</p> <p>さらに、全ての地区まちづくりセンターにおいて、これらの取り組みを一斉に始めることは難しいものと考えます。そこで、外国人が多く住んでいる地域について、「多文化共生モデル地区」に設定したうえで、その地区の地区まちづくりセンターを中心にしながら、試験的に多文化共生の地域づくりを推進する取り組みを、開始することが望ましいものと考えます。</p> <p>そして、地区まちづくりセンターの職員の統括責任者として、多文化・男女共同参画課の方々が、横断的な視点での情報共有や研修等を実施することで、地区まちづくりセンターの職員が各地域に根差して活動する縦の取り組みと、市全体に効果が波及する横の取り組みが合わさって、結び目の固い多文化共生の施策を展開できると考えます。</p> <p>従いまして、1. 外国人が多く住んでいる地域を「多文化共生モデル地区」に設定、2. 地域社会における交流促進の場として、地区まちづくりセンターの活用を明示、3. コーディネーターとして地区まちづくりセンターの職員の活用を明示、4. コーディネーター機能（双方の市民関係をつなぐ）の明示、5. これら施策の評価方法の明示、6. コーディネーター育成研修の実施を明示、という6点について、「P21～P22 1-2 外国人市民の地域参画の促進」の具体的な施策内容として追加することを提案します。</p>		